

発言席

上総利益」に所定のチャージ率を乗じて計算するのだが、「売上総利益」が一般の企業会計が用いる「売上総利益」の計算方法とは異なるのだ。具体的に言うと、

日用品や食材を手軽に買える存在として定着したコンビニ。

その一方で、大量のゴミ、特に消費期限の切れた食材等を大量に捨てる姿を見て、「あんなに廃棄商品を出してもったいない」「環境問題の観点からも問題がある」との批判も聞かれるようになった。ベストセラーになった「さおだけ屋」ではないが、あんなに廃棄商品を出してどうしてコンビニはつぶれないのだろうか。実は、コンビニには商品ロスの発生を促す仕組みが存在しているのである。

コンビニは本部とフランチャイズ契約を結んだ加盟店が運営している。加盟店は商品の仕入れなどを本部に代行してもらう半面、本部にチャージ(負担金)を徴収される。問題はチャージの計算方法にある。毎月の「売

企業会計慣行では「売上総利益」は「売上高－売上原価」(A)で計算するが、コンビニは「売上高－(売上原価－廃棄商品などロス商品分原価)－(B)」という式を用いる。

Bの計算式のかっこを外すと、「売上高－売上原価＋ロス商品分原価」となり、Aで算出される「売上総利益」より「ロス商品分原価」分だけ加算されていることが分かる。つまり、本部はロス商品分からも確実にチャージを徴収できるのだ。このため本部は加盟店に対して予想販売量を気にしない発注を促す傾向が生じる。一方、加盟店には大量の売れ残りが発生する。約10年前まで、本部は、こうしたチャージの計算方法について加盟店に十分な説明をしな

コンビニは廃棄商品軽減を

弁護士・石井逸郎



った。そこで、多くの加盟店が

「売上総利益」とはAの式で計算されるもので、Bの式の「ロス商品分原価」分にかかるチャージ(以下、「ロス分チャージ」という)は「不当利得」に該当するとして本部側に返還を求め、訴訟を提起するようになった。昨年2月、東京高裁は、その主張を認め、約2000万円に及ぶロス分チャージの返還を命じた(本部側が上告し、最高裁で審理中)。

今では本部側も契約書に、Bの計算式を明記するようになったが、私は、このロス分チャージの仕組みそのものに問題があると考えている。単に契約書に明記、説明すればいいとは考えていない。というのも、実際、隆盛しているように見えるコンビニだが、確実に収益を上げる本部に対し、大して利益も上げられず初期投資の借金も返せない加盟店も少なくない。問題の根源に、商品ロスの負担を加盟店にのみ負わせるこのロス分チャージの仕組みがあると考

る。

これに対して本部側は「ロス分チャージは商品の横流しを企てる加盟店の不正を防ぐための措置」と主張するが、ロスを増やせばそれだけ利益が減る加盟店が、そのような不正をするとは考えにくい。私には、ロス分チャージは確実にチャージを徴収するための本部側に都合のよい仕組みとしか思えない。

少なくとも、アメリカのコンビニが既に採用しているように、「加盟店側に専ら原因のある商品ロスに限り売上原価から控除する」とか、「平均的なロス発生量を上回る分に限り加盟店側の負担とする(売上原価から控除する)」などの措置が採れないだろうか。フランチャイズ契約を規律するべく民法の改正も議論されようとしている。これを機に、本部と加盟店の真の「共存共栄」を実現するために、あるいはゴミ問題の観点から、このロス分チャージについて議論してほしいと思う。

(毎週日曜日に掲載)